

## 自衛隊の国民監視活動について(上田久司)

カテゴリ : 2007年6月

投稿情報 : 投稿者: [管理人](#) 掲載日: 2007-8-19

問

自衛隊情報保全対の内部文書が日本共産党に寄せられ、志位委員長が告発したことが、大きな波紋を広げています。こうした監視行為は、憲法の第21条に保障されている、集会・結社および言論・出版などの表現の自由を根本から脅かす憲法違反の行為は明白です。

憲法に違反し、自衛隊法にも根拠をもたないこうした行為は許されるべきではないと考えますが、自衛隊の国民監視活動についての市長のお考えを。

憲法と住民を守る立場から、自衛隊や関係機関に対して強く抗議をすべき。

答

この度のことは、国民の目から見れば不自然にうつったり、不信感を与える可能性があるのではないか。

全容を知りえない一地方自治体の長が意思を表明することは如何なものか。